

1909 年にバルセロナで設立されたグリフォルスは、世界の人びとの健康と幸福度の向上にコミットするグローバル規模の医療グループです。バイオフィーマ、診断、バイオサプライからなる 3 つの基幹事業部門は、100 か国以上で革新的なソリューションとサービスを開発、生産、販売しています。

グリフォルスは弊社に個人データを委託するすべてのデータ主体のプライバシー権を尊重するとともに、各国で適用されるデータ保護法令の遵守にコミットしています。

このプライバシー通知は、欧州一般データ保護規則（「**GDPR**」）と適用対象のプライバシーおよびデータ保護法に従って作成されています。具体的な規定については[セクション 7](#)を参照してください。ここでは、グリフォルスのデータ収集実務、およびグリフォルスによる個人データの収集、使用、共有する方法に関してデータ主体が有する権利が概説されています。

このプライバシー通知は、（a）法律、規則、規制とともに社内ポリシーおよび規定に対する疑義または疑念、もしくは違反の可能性を通報する個人、（b）通報された個人、（c）当該通報に関与するその他の第三者の個人データの処理に適用されます。

1. 個人データのデータ管理者/データ所有者の識別

共同データ管理者/データ所有者とは、グリフォルス（Grifols, S.A.）ならびに通報の送信元の国およびその関係国に拠点を置くグリフォルスのグループ企業を指します。

グリフォルスのグループ会社の ID および連絡先は、[こちら](#)を参照してください。共同管理者として機能するグリフォルスのグループ会社は、「グリフォルス」と総称されます。

2. データ保護責任者（DPO）の識別

データ保護責任者は、グリフォルスのデータ保護法令遵守および係る法令下におけるお客様の権利を最善の形で保護するために、グリフォルスとお客様間のインターラクター（仲介者）の役目を果たします。データ保護責任者への連絡は、dpo@grifols.com までお願いします。ただし、データ管理者が Grifols Deutschland GmbH または Haema AG の場合は各社のデータ保護責任者宛てに dsb@grifols.com および dsb@haema.de までお願いします。

データ主体は、希望する場合、データ保護責任者に対し、セクション 1 に記載されている共同管理者契約の本質的な側面に関する詳細情報を求めることができます。

3. 個人データの目的、処理の法的根拠、カテゴリー、受信者

目的	個人データおよび受信者のカテゴリー	法的根拠
法律、規則、規制、内部ポリシーおよび規定に対する疑義または疑念、もしくは違反の可能性を表明する個人の通報を管理・文書化します。これには、通報された事実関係の評価や、違反者に対する適切な懲戒処分および法的措置の適用が含まれます。	<u>個人データの категория:</u> - ID データと個人的特徴¹。 - 個人連絡先データ²。 - 職業データ³。 - 個人データの特殊カテゴリー⁴。 - 犯罪歴（法律、規則、規制、社内ポリシーおよび規定に対する違反の可能性）。 <u>受信者:</u> - グリフォルスのグループ企業。 - 製品やサービスのプロバイダー。 - 公的機関。	<u>法的義務</u> <u>公益:</u> グリフォルスが（a）内部告発制度を設けることを法的に義務付けられていない場合、および（b）自社の調査結果を公的機関または係る公的権限を有するさまざまな組織と共有。 <u>法的正当性を有する利益:</u> 社内管理目的で

		<u>リフォールのグループ会社と共有する場合。</u> <u>同意</u>：口頭での報告を文書化する場合。その他のケースについては、<u>セクション 7</u>を参照してください
¹ 名前、姓、当該の問題の事実に基づく記述における個人的特徴など。 ² 個人の電話番号、電子メールアドレス、住所など。 ³ 雇用関係の有無、役職/職責、勤務地など。 ⁴ 医療データ、性生活および性的指向、人種的または民族的出自、政治的見解、労働組合加入の有無、遺伝子データ、生体認証データ、宗教的または思想的信条など。		

上記の表に示された個人データのカテゴリを損なうことなく、法的義務の遵守のために処理される個人データのカテゴリは、関連するデータ管理者の管轄区域によって異なる場合があることをご了承ください。

3.1 個人データ処理の法的根拠に関する追加情報

上記の表は、目的を持って個人データを処理するための適用法令上の根拠を示しています。このセクションでは、その処理の合法性に関する詳細を説明しています。

- 法的義務**：グリフォールズに適用される法的義務を遵守する目的で、個人データを処理する必要がある場合に適用されます。セクション 7には、個人データの処理を必要とするグリフォールズに適用される具体的な規制内容が含まれています。求められた個人データを提供しない場合、グリフォールズはそのような法的義務を遵守できなくなる可能性があります。
- 公益**：グリフォールズは、公益上または公的機関の権限行使において実施されるタスク遂行を目的として個人データを処理する必要があります。
- （グリフォールズおよび/またはサードパーティーの）法的正当性を有する利益**：グリフォールズはその企業理念と価値観に従って、適用される法律、規制、社内ポリシーおよび規定の侵害を検出、評価、防止する必要があります。このため、グリフォールズは、当該処理がグリフォールズとの関係に基づきデータ主体の合理的な期待の範囲内にあるものとして、データ主体の基本的権利と自由よりも以下の法的正当性を有する利益を優先して追求します。
 - 詐欺の防止
 - 複数企業からなる多国籍集団の日次管理および内部統制（つまりグリフォールズグループ所属企業との情報共有）。

データ主体はいかなる場合においても、privacy@grifols.com にその要求を表明することをもって、法的に正当な利益に基づく個人データの処理に対して、その法的に正当な利益について詳細情報を要求する、または**異議申立権**を行使することができます。

- 同意**：同意は、例えば、同意ボタンまたは同様のボタンをクリックするなど、明確な肯定的行動を通じて、特定の目的のために取得されなければなりません。データ主体は、セクション 6に記載されているとおり、いつでも同意を撤回することができます。データ主体が同意を拒否しても、グリフォールズとの契約関係に悪影響を及ぼすことはありません。

特別カテゴリの個人データおよび前科・犯罪に関連するデータの処理は、各国の規制に従ってのみ許可されます。詳細はセクション 7を参照してください。

3.2 個人データの受信者

上記の表は、グリフォルスが個人情報を共有する対象者のカテゴリーを示しています。このセクションには、これらの受信者（該当する場合）に関する追加情報が含まれています。

- グリフォルスのグループ企業：リストは[こちら](#)から。
- 製品またはサービスのプロバイダー：情報技術プロバイダーや弁護士など。
- 公的機関：政府機関、警察、司法当局など。

グリフォルスは、個人データの転送先が適切なレベルのデータ保護が提供される国に限定されるように努力するものとします。保護がこのレベルに達しない国で個人データが処理される場合は、グリフォルスおよび/または（場合によっては）プロバイダーは適用されるデータ保護法（例：2021年6月4日の欧州委員会実施決定（EU）2021/914に含まれる標準契約条項）に従って、係る国際データ転送を実行するための適切な保護措置を必要に応じて採用するものとします。国際データ転送のそれぞれに適用される適切な保護措置に関する具体的な情報は、privacy@grifols.com からグリフォルスにご請求ください。

データ主体によって許可されているか、または適用法令によって義務付けられている場合を除き、グリフォルスは個人データをさまざまなサードパーティーとは共有しません。

4. 保持期間

収集の目的を達成までに要する厳密な時間、また必要な場合は発生し得る法的責任の出訴期限まで（該当する場合）、および適用されるあらゆる法的義務の遵守に要する期間にわたって、グリフォルスは個人データを保持するものとします。

5. 個人データの情報源

データ主体がその個人データを直接グリフォルスに提供していない場合は、グリフォルスは通報者および通報に関与する第三者（マネージャー/監督者および証人など）から個人データを取得することがあります。

通報する個人がサードパーティーの個人データを提供する場合は、グリフォルスは当該サードパーティーにこのプライバシー通知を提示するものとします。ケースバイケースの分析の結果、早期にこの情報を提供することが調査に影響を与える可能性があるとしてグリフォルスが判断した場合は、こうしたサードパーティーに対するプライバシー通知の提示が遅れることがあります。

6. データ保護権

以下のデータ保護権は、GDPR の下で適用されます。グリフォルスは、各国のデータ保護法に従って適用されるさまざまなデータ保護権を尊重することを約束します。

権利	内容
アクセス	ご自分の個人データが処理されているかの確認を要求できます。処理対象であった場合はグリフォルスのファイルに含まれるご自分の個人データへのアクセス権限を取得できます。
修正	個人情報ที่ไม่正確である場合は、是正を要求できます。
消去	個人データの消去を要求できます。
異議	ご自分の個人データが特定の状況下で処理されないことを要求できます。
移植性	グリフォルスに提供した個人データを電子ファイルで要求し、その個人データを第三の当事者に送信する権利を要求できます。
処理の制限	以下の場合、個人データの処理方法に制限を要求できます。 - 個人データの正確性に異議を申し立ててから、その正確性が検証されている。 - 個人データの処理が違法で、その消去に異議を申し立てている。

	- グリフォルスは個人データを処理する目的では必要としないが、法的請求を準備、行使、弁護するために個人データを使用する必要がある。 - グリフォルスの法的正当性を有する根拠が自分のものより優先されることを了承したが、公益または法的正当性を有する利益に必要とされるタスクを遂行するために個人データの処理に異議を申し立てている。
同意の撤回	撤回前の同意に基づく処理の適法性に影響を与えることなく、同意を撤回することができます。

適切な場合は、たとえば privacy@grifols.com からグリフォルス宛てに「内部告発」の件名で文書を送信して、データ保護権を行使できます。そのため、グリフォルスは必要な場合、本人確認のために適切な場合、さらなる情報や文書を求めることがあります。

米国の居住者については、プライバシーオフィス (US-PrivacyRights@Grifols.com) までお問い合わせください。

また、居住地、勤務地、侵害疑惑現場の所在地を所轄するデータ保護当局に苦情を申し立てることができます。

7. 個別規定

• オーストリア

情報、アクセス、修正、消去、処理の制限、および個人データ漏洩の通知に関する権利は、個人の身元を保護するため、または特に捜査、行政、司法の手続き期間中、事後措置を妨害または弱体化させることを避けるために必要な場合には、適用されません。

• チェコ共和国

セクション 3 で言及された法的義務は、第 171/2023 号チェコ法（2023 年 6 月 2 日）で規制されています。

• 欧州連合 (EU)

セクション 3 で特定された個人データを処理する合法的根拠は、GDPR の以下の条項に規定されています。

- 法的義務：GDPR 6.1 条(c)項
- 公益：GDPR 6.1 条(e)項
- （グリフォルスおよび/またはサードパーティーの）法的正当性を有する利益：GDPR 6.1 条(f)項
- 同意：GDPR 6.1 条(a)項

特別カテゴリーの個人データの処理は、法的請求の確立、行使、または弁護（GDPR 9.2 条(f)項）、または内部告発指令およびその施行規則（GDPR 9.2 条(g)項）に基づく実質的な公益上の理由に基づいています。

前科および犯罪に関連する個人データの処理は、公的機関の管理下または法的義務の履行によってのみ許可されます（GDPR 10 条）。

セクション 3 で言及された法的義務は、「公益通報者保護に関する指令 2019/1937」および EU 加盟各国の国内法化で規制されています。

内部告発者の口頭報告を文書化するには、内部告発者の保護に関する指令 2019/1937 で規定されているセクション 3 で言及されている同意が必要です。

- フランス

セクション 3 で言及された法的義務は、第 2022-401 号法（2022 年 3 月 21 日）で規制されています。

Grifols France S.A.R.L. がデータ管理者である場合は、データ主体はその死後のデータ管理に関して指示する権利を有します。

- イタリア

データ主体の権利は、内部告発者の身元に関する秘密保持に対する実際かつ具体的な危害が考えられる場合には行使することができない可能性があります。ただし、報告されたデータ主体は、イタリア個人情報保護法 160 条に基づき、個人情報保護法 2 条 3 項に規定されている Garante（イタリア情報保護局）を通じてその権利を行使することができます。

第 3 条で言及されている法的義務は、法律 179/2017 および政令第 24/2023 号「内部告発者保護法」に規定されています。(179/2017).

2023 年政令第 24 号第 12 条第 2 項および第 5 項、第 14 条に基づき、第 3 項で言及されている同意は、口頭での報告の文書化に加えて、以下の場合に取得する必要があります。

- a) 内部告発者の身元、およびその身元が直接的または間接的に推測される可能性のあるその他の情報を、そのようなデータを処理することを明示的に許可された、報告を受け取るまたはフォローアップする権限のある人物以外の人物に開示すること。そして
- b) 告発の全部または一部が報告に基づいており、内部告発者の身元に関する知識が被告人の弁護に不可欠である場合、懲戒手続の枠組み内で、内部告発者の身元およびその身元が直接的または間接的に推測される可能性のあるその他の情報の開示。

- アイルランド

セクション 3 で言及された法的義務は、2022 年保護開示（改正）法で規制されています。

- ポルトガル

セクション 3 で言及された法的義務は、第 93/2021 号法（12 月 20 日）で規制されています。

グリフォルスポルトガル（Produtos Farmacêuticos e Hospitalares, Lda.）が、データ管理者である場合は、データ主体はその死後のデータ管理に関して指示する権利を有しています。死亡したデータ主体からデータ管理に関して指示がない場合は、その相続人がセクション 6 で定義されたデータ保護権を行使できます。データ主体はまたその死後にこうした権利を行使できない可能性も判断できます。

秘密保持の法的義務がある場合は、データ主体の権利は行使できません。

- 中華人民共和国

中国本土：グリフォルスのグループ企業によってデータ主体の個人データが中国本土で処理されている場合は、[こちら](#)の附則がデータ主体に適用されます。この附則は、本プライバシー通知に追加されたパートですが、不可分のパートでもあります。

- スペイン

セクション 3 で言及されている法的義務は、2 月 20 日付法律第 2/2023 号で規定されており、規制違反の通報者の保護と汚職との闘いについて規定しています。

セクション 3.2 を損なうことなく、報告を行う個人の身元はいかなる場合においても秘密に保たれるものとし、報告された事実が関係する本人または第三者に伝達されないものとします。

報告書に記載された事実に関連する情報主体が異議申し立ての権利を行使した場合、反対の証拠がない限り、その個人データの処理にはやむを得ない正当な理由があると推定されるものとします。

- **スウェーデン**

セクション 3 で言及された法的義務は、公益通報法（不正行為通報者に対する特別報復保護に関するスウェーデン王国法 2021:890）で規制されています。

- **英国**

本文書全体を通して GDPR に関するすべての言及は該当する場合、イングランド、ウェールズ、スコットランド、北アイルランドの法律の一部を形成する GDPR の参照ともなります。

最終更新：2024年12月号